答　申　　第 12 号
令和 8 年 8 月 24 日

松阪市長　竹上　真人　様

松阪市情報公開審査会
会長　　森 下　英 俊

公文書公開決定処分に係る審査結果について（答申）

令和 4 年 11 月 11 日付 22 松病経第 001421 号 001 および令和 4 年 11 月 28 日付 22 松病経第 001466 号 001 で諮問のありました下記の事案について、本書のとおり答申いたします。

記

答申第 12 号　「令和 4 年 10 月 18 日付 22 松病経第 1323 号による松阪市情報公開条例第 11 条に基づく公文書の存否を明らかにしない決定」および「令和 4 年 10 月 31 日付 22 松病経第 1374 号 002 による松阪市情報公開条例第 11 条に基づく公文書の存否を明らかにしない決定」に対する審査請求に関する事案

事務担当：松阪市情報公開審査会事務局
（総務課 文書・情報公開係）
TEL：0598-53-4055
FAX：0598-22-1522

答申第 12 号

答　　申

第１　本答申について

令和 4 年 11 月 11 日付 22 松病経第 001421 号 001 及び同月 28 日付 22 松病経第 001466 号 001 の 2 件の諮問における各事案は、同一の審査請求人に対する決定処分に係るものであり、その請求内容及び決定理由等において相互に関連性が認められることから、これらを一括して審議し、答申する。

第２　審査会の結論

第 3 の 1 に記載した公文書の公開請求に対して、第 3 の 2 のとおり松阪市長（以下「実施機関」という。）が行った松阪市情報公開条例（平成 17 年松阪市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づく公文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）は、やむを得ないものと判断する。

第３　審査請求の経緯

１　公開請求の内容

審査請求人は、条例第 6 条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり 2 件の対象公文書の情報公開請求を行った。

（１）令和 4 年 10 月 5 日付け情報公開請求（以下「本件請求１」という。）

ア　令和 4 年 9 月 29 日の松阪市民病院への捜査に関連し、捜査当局から交付された書類の一式（以下「請求文書１」という。）

イ　令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 10 月 5 日までの期間に、松阪市民病院による二役レク又は報告に関して作成した資料の一式（以下「請求文書２」という。）

（２）令和 4 年 10 月 17 日付け情報公開請求（以下「本件請求２」という。）

ア　平成 31 年 4 月以降、松阪市民病院における治験で金銭の関わる記録の一切（以下「請求文書３」という。）

２　実施機関の決定

実施機関は、本件請求１及び本件請求２に対し、次のとおり本件処分を行い、審査請求人に通知した。

（１）本件請求１は、令和 4 年 10 月 18 日付けで本件処分を行い、同日に審査請求人に通知（22 松病経第 0001323 号）

（２）本件請求２は、令和 4 年 10 月 31 日付けで本件処分を行い、同日に審査請求人に通知（22 松病経第 0001374 号 002）

３　審査請求

審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、次のとおり審査請求を行った。

（１） 本件請求１は、令和４年 10 月 24 日に審査請求書を提出

（２） 本件請求２は、令和４年 11 月２日に審査請求書を提出

第４　審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書によると、概ね次のとおりである。

１　本件請求１について

（１） 実施機関が捜査機関の捜査対象となったことは、本件請求１の時点で既に市議会で取り上げられ、地元紙でも報じられるなど、公知の事実となっているため、請求文書１の存否すら明らかにできないとする本件処分には正当な理由がない。

（２） 請求文書２は、捜査に関連する公文書に限ったものではないため、その請求内容を捜査に関連する公文書を求めるものであるとして本件処分をした実施機関の判断は誤りであり、認められない。

これらにより、実施機関による本件処分は、条例の解釈を誤った極めて不当な処分であり、処分のやり直しを求める。

２　本件請求２について

（１） 情報公開制度は、目的を問わず何人でも公文書の公開を請求できる制度であり、その目的を「捜査に関する情報収集」と一方的に実施機関が解釈することは不適当である。

（２） 請求文書３は、事後の検証の上でも市民に知られるべき情報であるため、請求内容を（１）のように捉え、その存否すら明らかにしないのは情報公開制度の趣旨に反する。

これらにより、実施機関による本件処分は、条例の解釈を誤った極めて不当な処分であり、処分のやり直しを求める。

第５　実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書及び口頭意見陳述における主張の趣旨は、概ね次のとおりである。

１　本件処分について

（１） 本件請求１について

令和４年９月 29 日に松阪市民病院に対する捜査があったことは、翌 30 日に報道機関に回答しており、公知の事実であるが、本件請求１がされた同年 10 月５日の時点では、捜査機関名や捜査内容は公表されておらず、守秘義務等の観点からも、実施機関として情報を公開できない状況にあった。

請求文書１は、その請求内容自体から、同日の松阪市民病院に対する捜査に関連する公文書を対象としていることが明らかであり、請求文書２についても、請求文書１と同一の公開請求書において請求され、その目的等においてこれと区別する記載がないことからすれば、本件請求１は、いずれも同捜査に関連した公文書を対象としたものと解するのが合理的である。

また、請求文書１は、捜査当局から交付された書類の公開を求めるものであるため、その存否を答えること自体により、強制捜査の有無やその具体的態様を推知させることとなる。

他方、請求文書２についても、公開、非公開又は不存在のいずれかを回答すれば、実施機関が特定した公文書名や保有の有無が明らかとなり、仮に当該文書が押収されていた場合には、その事実を明らかにすることにつながる。

したがって、本件請求１に対して存否を答えることは、条例第８条第３号により保護されるべき非公開情報を明らかにし、当該情報を公開したのと同様の効果を生じさせることとなるから、本件処分は妥当である。

（２） 本件請求２について

本件請求２は、その請求書上、「平成 31 年４月以降、松阪市民病院における治験で金銭の関わる記録の一切」を求めるものであり、文言上は捜査に関連した文書を対象としていない。

しかし、本件請求２は、捜査のあった松阪市民病院を対象として、当該捜査から間もない時期にされ、かつ本件請求１に引き続いて行われたものであることからすれば、その対象は、松阪市民病院の捜査に関連した公文書であると解するのが合理的である。

そして、仮に松阪市民病院の捜査に関連する公文書が存在した場合、その内容を公にすることは、捜査方法、捜査対象及び捜査内容等を明らかにし、被疑者の捜索、身柄の確保、証拠の収集、保全等の活動や、刑事訴訟における主張、立証、公判準備等に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報は条例第８条第３号に該当する。

また、本件請求２は、松阪市民病院という特定の団体を名指した上で、治験で金銭の関わる記録という特定の事項を限定した請求であるため、これに対して公開、非公開又は不存在のいずれかを回答すれば、実施機関が特定した公文書名や保有の有無が明らかとなり、仮に当該文書が押収されていた場合には、その事実を明らかにすることにつながる。

したがって、本件請求２に対して存否を答えることも、条例第８条第３号により保護されるべき非公開情報を明らかにし、当該情報を公開したのと同様の効果を生じさせることとなるから、本件処分は妥当である。

２　審査請求人の主張に対する意見

（１）本件請求１に係る主張について

審査請求人は、松阪市民病院が捜査対象となったことは公知の事実であるから、請求文書１の存否すら明らかにできないとする本件処分には正当な理由がない旨主張する。

しかしながら、捜査が行われた事実が公知であることと、当該捜査に係る機関、方法、対象及び内容等が明らかになっていることとは別である。本件請求１がされた令和４年10月５日の時点では、捜査機関名や捜査内容は公表されておらず、実施機関としても守秘義務等の観点からこれらを公開することはできない状況にあったのであり、請求文書１の存否を答えること自体が、強制捜査の有無やその具体的態様を明らかにすることにつながる。

また、審査請求人は、請求文書２は捜査に関連する公文書に限ったものではないから、これを捜査に関連する公文書の請求と解したことは誤りである旨主張する。

しかしながら、請求文書２は請求文書１と同一の公開請求書に記載されており、その目的等において請求文書１と区別する記載はないのであるから、請求対象公文書を特定する過程において、請求文書２についても、令和４年９月29日の松阪市民病院に対する捜査に関連した資料を対象とするものと解することは合理的である。

さらに、請求文書２について、捜査との関係の有無に応じて一部のみ存否を答えるような取扱いをすれば、どの文書が捜査と関係するのかをかえって明らかにする結果となる。

したがって、本件請求１について全体として本件処分は妥当である。

（２）本件請求２に係る主張について

審査請求人は、情報公開制度は目的を問わず何人でも公文書の公開を請求できる制度であるから、本件請求２の目的を「捜査に関する情報収集」と解することは不適当である旨主張する。

しかしながら、実施機関が本件処分において問題としているのは、請求者の属性や主観的な請求目的そのものではなく、請求の対象及びその限定のされ方に照らして、公開、非公開又は不存在のいずれかを答えることにより、条例第８条第３号により保護されるべき非公開情報を明らかにすることとなるか否かという点である。

したがって、本件処分は、請求者の属性や請求目的を理由としてされたものではない。

また、審査請求人は、請求文書３は事後の検証の上でも市民に知られるべき情報であり、その存否すら明らかにしないのは情報公開制度の趣旨に反すると

主張する。

しかしながら、本件請求２は、松阪市民病院という特定の団体を名指した上で、「平成 31 年 4 月以降、松阪市民病院における治験で金銭の関わる記録の一切」という特定の事項を限定した請求である。この請求に対して公開、非公開又は不存在のいずれかを回答すれば、実施機関が特定した公文書名や保有の有無が明らかとなり、その結果、捜査方法、捜査対象、捜査内容等に加え、場合によっては捜査の過程に関する情報まで明らかにするおそれがある。

したがって、本件請求２について存否を答えることは、条例第 8 条第 3 号により保護されるべき非公開情報を明らかにし、当該情報を公開したのと同様の効果を生じさせることとなるから、本件処分は妥当である。

第６　審査会の判断

１　基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を保障するため、公文書を原則公開とし、市政の諸活動を市民に説明する責務を明らかにするとともに、市政への市民参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、より一層開かれた市政を実現することにある。

もっとも、市の保有する公文書の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては市民全体の利益を損なうものもある。

このため、条例は、公文書を原則公開としつつ、例外的に公開しないことができる情報を第 8 条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第 8 条に該当する場合を除き、公文書を公開しなければならず、その該当性については、情報公開制度の理念に照らし、厳正に判断されるべきである。

また、条例第 11 条による存否応答拒否は、公開請求に対しては公文書の存否を明らかにした上で公開又は非公開の決定を行うことが原則であることを前提に、その例外として認められた措置である。

したがって、その適用は厳格に解すべきである。

当審査会は、以上を前提として、以下のとおり判断する。

２　本件各処分当時の事情

本件各処分がされた時点においては、令和 4 年 9 月 29 日に松阪市民病院に対する捜査が行われた事実自体は公知であったものの、捜査機関名や捜査内容等の具体的事項は公表されていなかったと認められる。

また、その当時は、公判の進行状況等に照らしても、今後の捜査機関の動きや事件の広がりがなお見通し難い段階にあったと認められる。

３　本件処分の妥当性について

（１）　存否応答拒否の判断枠組み

条例第 11 条は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるときは、実施機関が公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができるとするものである。

同条の適用が認められるためには、少なくとも、第一に、特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した公開請求がされたため、公開、非公開又は不存在のいずれを答えても、公開したのと同様の効果が生じることを要する。第二に、公開請求に係る情報が、非公開として保護すべき利益であることを要する。

（２）　条例第８条第３号に係る判断基準

本件において、前記(1)の第二の要件に係る非公開情報該当性については、条例第８条第３号への該当性が問題となる。

条例第８条第３号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものを非公開情報とするものである。

この規定は、その性質上、実施機関の第一次的な判断を尊重すべき領域を含むものであり、当審査会としては、当該判断が全く事実の基礎を欠くか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものかどうかという観点から検討するのが相当である。

また、その判断時点は、審査会の審議時ではなく、本件各処分が行われた時点を基準とすべきである。

以下、前記（1）及び（2）の判断枠組み及び判断基準に従い、本件各請求について検討する。

（３）　本件請求１について

ア　要件１該当性

本件請求１は、松阪市民病院を対象として、請求文書１及び請求文書２という特定の文書を示してされた請求である。

まず、請求文書１は、令和４年９月 29 日の松阪市民病院に対する捜査に関連し、捜査当局から交付された書類の一式を求めるものであるから、対象事項が明確に特定されているということができる。

そして、その存否を答えること自体により、決定通知書における公文書名や非公開理由等を通じて、強制捜査の有無やその具体的態様に関する情報を推知させることとなる。

次に、請求文書２は、令和３年４月１日から令和４年 10 月５日までの期

間に作成された二役レクや報告に関する資料一式を対象とするものであり、対象機関、期間及び事項が特定されている。

これに対して公開、非公開又は不存在のいずれかを答えれば、実施機関が対象文書として把握した範囲や保有の有無が明らかとなり、仮に当該文書が押収されていた場合には、その事実を明らかにすることにつながる。

したがって、本件請求１については、存否を答えることにより、当該情報を公開したのと同様の効果が生じ得るものと認められる。

イ　要件２該当性

本件請求１がされた時点では、前記のとおり、捜査機関名や捜査内容等の具体的事項は公表されていなかった。

請求文書１に係る応答からは、強制捜査の有無やその具体的態様に関する情報が推知され得る。

また、請求文書２に係る応答からは、対象文書の範囲や保有の有無が明らかとなり、場合によっては押収の有無に関する情報も推知され得る。

これらは、単なる文書の有無に関する情報にとどまらず、捜査方法、捜査対象及び捜査内容等に関する情報として、条例第８条第３号により非公開として保護されるべき利益に関わるものである。

このような情報が明らかとなれば、捜査又は公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるとした実施機関の判断は、処分時点を基準とする限り、直ちに不合理ということはできない。

したがって、本件請求１については、存否応答によって明らかとなる情報が、条例第８条第３号により非公開として保護すべき利益に当たるものと認められるから、要件２を満たす。

（４）本件請求２について

ア　要件１該当性

本件請求２は、松阪市民病院を対象として、「平成 31 年 4 月以降、松阪市民病院における治験で金銭の関わる記録の一切」を求めるものである。

この請求は、対象機関を松阪市民病院に定めた上で、平成 31 年 4 月以降という期間及び治験で金銭の関わる記録という事項を限定しているから、特定の範囲を画した請求ということができる。

これに対して公開、非公開又は不存在のいずれかを答えれば、実施機関が対象文書として把握した範囲や保有の有無が明らかとなり、そのことを通じて、捜査との関係で問題となる文書の範囲が推知されることとなる。

さらに、仮に当該文書が押収されていた場合には、その事実を明らかにすることにつながる。

したがって、本件請求２についても、存否を答えることにより、当該情報

を公開したのと同様の効果が生じ得るものと認められる。

イ　要件２該当性

本件請求２がされた時点においても、令和４年９月 29 日の捜査に関する具体的事項はなお公表されていなかった。

本件請求２に係る応答からは、対象文書の範囲や保有の有無を通じて、捜査に関する情報が明らかとなり、場合によっては押収の有無に関する情報も推知され得る。

その結果として明らかとなる情報は、捜査方法、捜査対象及び捜査内容等に関する情報であり、条例第８条第３号が保護しようとする非公開情報に当たる。

これが明らかになれば、被疑者の捜索、証拠の収集、保全等の活動や公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるとした実施機関の判断は、処分時点に照らして、直ちに不合理ということはできない。

したがって、本件請求２についても、存否応答によって明らかとなる情報が、条例第８条第３号により非公開として保護すべき利益に当たるものと認められるから、要件２を満たす。

（５）審査請求人の主張について

審査請求人は、本件請求２に係る請求文書３について、事後の検証の上でも市民に知られるべき情報であり、その存否すら明らかにしないのは情報公開制度の趣旨に反する旨主張する。

しかしながら、本件において判断すべきは、当該公文書を公開すべき公益があるか否かを一般的に論ずることではなく、本件各処分当時の状況の下で、公開、非公開又は不存在のいずれかを答えることにより、条例第８条第３号により保護されるべき非公開情報を明らかにすることとなるか否かという点である。

そして、本件請求２については、その存否を答えることにより、実施機関が特定した公文書名や保有の有無が明らかとなり、その結果、捜査方法、捜査対象、捜査内容等に加え、場合によっては捜査の過程に関する情報まで明らかにするおそれがある。

したがって、審査請求人の上記主張を踏まえても、本件処分の適法性及び妥当性に関する当審査会の判断は左右されない。

４　結論

以上のことから、実施機関が、本件各請求に係る公文書の存否を答えることは非公開情報を公開することになるとして、条例第 11 条の規定により、公文書の存否を明らかにしないこととした決定は、本件各処分当時の状況に照らし、やむを得ない面があったものと認められる。

よって、「第２　審査会の結論」のとおり判断するものである。

5　付言

情報公開制度は、何人に対しても開かれた制度であり、請求者の属性や請求目的それ自体によって公開決定等の判断が左右されるものではない。

したがって、条例第8条各号又は条例第11条を理由として公開請求に対する決定を行うに当たっては、請求者の属性や請求目的そのものを理由とするかのような記載は相当ではない。

また、請求者が探索的であるといった表現は用いるべきではなく、そのような表現は避けて理由を記載すべきである。

第７　審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年　月　日	処　理　内　容
令和4年11月21日	実施機関より本件請求1に係る諮問書及び弁明書の受理
令和4年11月28日	実施機関より本件請求2に係る諮問書及び弁明書の受理
令和4年12月8日	審査請求人に対し弁明書の送付及び意見書の提出依頼
令和5年1月13日	審査請求人に対し口頭意見陳述希望の確認
令和5年1月16日	実施機関に対し口頭意見陳述の出席依頼
令和5年1月30日	実施機関より口頭意見陳述出席者の報告
令和5年2月1日	審議（第11回審査会）
令和8年8月24日	答申